

令和4年2月24日

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

○ 新潟県迷惑行為等防止条例違反事案について

(1) 処分の内容

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 被処分者 | 農林水産部 50歳代 部次長級職員 |
| ② 処分内容 | 懲戒処分「停職 6箇月」 |
| ③ 処分年月日 | 令和4年2月24日 |

(2) 処分事案の概要

令和元年8月23日、市内を走行中の路線バス車内において、女性のスカート内を盗撮したほか、令和2年3月7日、同月29日及び同年4月11日、市内店舗において、女性従業員のスカート内を盗撮するなどの行為を3件行っていた。

これらの行為について、被処分者は、令和4年1月21日に新潟県迷惑行為等防止条例違反で略式命令を受け、同日罰金を納付した。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 小柴

(電話 025-226-2489)